

～このたたかいは負けるわけにはいかない～

賃下げ違憲訴訟学習決起集会開催

8月2日、京都市内のウイングス京都にて「公務員賃下げ違憲訴訟学習決起集会」を開催し、京都自治労連、京都府職労連、京都市職労、京都教職員組合などのみなさんを含め36名が参加しました。

冒頭、山岡京都国公議長が「今回のたたかいは負けるわけにはいかない。賃下げ違憲訴訟を学習し、勝利に向けて奮闘しましょう」と挨拶。その後、訴訟弁護団の佐渡島啓弁護士より原告側の主張と国側の反論の矛盾などを学びました。

今回の訴訟の争点は憲法28条（勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。）に違反している点と、ILO条約違反（ILO諸機関は、第87号条約、98号条約に関する各種意見・報告において、労働基本権が禁止又は制約される労働者に対しては、労働者があらゆる段階で参加し、一旦下された裁定が全面的に速やかに実施される適切、公平、かつ調停仲裁制度による適切な代償措置が保障されなければならないとする。）であって、人事院勧告制度はこれにさえ値しないが、そのような人事院勧告を無視した立法がILO条約違反であることを争点として訴状を作ったことを学びました。一方国側の反論は、憲法28条に対しては、「人事院勧告に基づかない措置を講ずる必要性があり、内容が合理性が認められる場合には、違憲とはならない。」と反論してきましたが、国側の言う合理性は震災復興の財源とした理由は、マスコミ報道でのあるように、本来の復興財源に使われておらず、その理由は破綻しており、不当であることを改めて反論していることなどを学びました。

未払い賃金訴訟をたたかっている京大職組からのメッセージを紹介した後、京都府職労連の佐藤書記長から府職員の賃下げを強行した報告、京都市職労の小林委員長からは市職員の賃下げを市の外郭団体へ波及を許さなかったたたかい、京都自治労連の新田副委員長からは今年の地方交付税が昨年より増額された自治体がある事実、全厚生闘争団の北久保事務局長から現在の状況報告などの連帯の挨拶を受けました。最後に、京都の原告団を紹介するとともに、原告一人ひとりが奮闘していく決意を述べ、山岡議長の団結ガンパロウで集会を終えました。

